

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	公益法人・団体指導課
------	------------

公益法人の合併による地位の承継の認可

根拠条文	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第25条第2項</p> <p>第25条 公益法人が合併により消滅する法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人（当該公益法人が二以上ある場合にあっては、その一）は、当該新設合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」という。）が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができる。</p> <p>2 行政庁は、新設法人が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、前項の認可をするものとする。</p> <p>一 第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>二 第6条各号のいずれかに該当するものでないこと。</p>
------	--

審査基準	<p>認定法第25条第2項の認可に当たっては、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、10月10日改正）による。</p> <p>（当該公益認定等ガイドラインは、公益法人・団体指導課で閲覧できます。）</p>
------	--

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受 付		処 理		
	機 関 期 間	公益法人・団 体指導課	機 関 期 間	公益法人・ 団体指導課	
- 日	日	日	- 日		